

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都八王子市長房町 1 2 5 番地 1
氏 名 株式会社 ゼロ・システムズ
代表取締役 桃井 光治郎
〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名〕

羽村市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 49 条第 1 項の規定により、
下記のとおり許可する。

令和 6 年 7 月 1 8 日

羽 村 市 長 橋 本 弘 山



| | |
|----------|--|
| 取扱廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物 可燃ごみ (紙くず・木くず・繊維くず・厨芥) |
| 収集又は運搬の別 | 収集・運搬 |
| 運 搬 先 | 西多摩衛生組合、バイオエナジー (株)、 (株) 西東京リサイクルセンター |
| 作 業 場 所 | 羽村市全域 |
| 許 可 番 号 | 許可一廃収第 6 3 号 |
| 許可の有効期限 | 令和 6 年 8 月 1 日から 令和 8 年 7 月 3 1 日まで |

- この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、羽村市長に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、羽村市を被告として (訴訟において羽村市を代表する者は羽村市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

